

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令案要綱

## 第一 関係政令の整備

- 一 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百五十九号）
  - 二 輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）
  - 三 国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）
  - 四 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）
  - 五 公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第四百四十六号）
  - 六 警察庁組織令（昭和二十九年政令第百八十号）
  - 七 原子力規制委員会組織令（平成二十四年政令第二百三十号）
- について、所要の規定の整備を行うこと。
- （第一条から第四条まで関係）

第二 工場等の外において運搬する場合における特定放射性同位元素の防護のために講ずべき措置等の規定

は、改正法第五条の規定の施行の日以後に開始される特定放射性同位元素の運搬について適用するものとする。

(第五条関係)

第三 この政令は、改正法第五条等の施行の日（平成三十一年九月一日）から施行すること。

(附則関係)